

## 第5章 料金の透明性の確保

### 1. 料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスがどのような商品であり、その金額が「いくら」なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際に14条書面等で、「価格の算定方法」※、算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、14条書面等の交付と同時に、消費者に「価格の算定方法」を含んだ「料金表」を交付しなければなりません。料金を変更する際も「料金表」を再交付しなければなりません。

※「価格の算定方法」とは・・・

液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法

(例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等)のことであり、と記述されています。

なお、貸付設備等がある場合は、その利用料も明示しましょう。

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申し込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する重要事項を書面で消費者に交付することが義務付けられています。

### 2. 価格の算定方法

販売事業者は、消費者にLPガス料金の内容を説明し、その理解を得られるようにしなければなりません。そして、自社の価格の算定方法と原価について、明確な認識を持つことが求められます。

例えば、二部料金制を採用している販売事業者の場合、基本料金や従量料金がいくらであるかを認識しておくだけでは足りません。基本料金と従量料金は何を基準にして設定しているのかという点も十分に理解しておきましょう。